

生食発 0316 第 6 号  
4 輸国 第 5716 号  
令和 5 年 3 月 16 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国から欧州連合等向けに養殖魚介類を使用した水産食品等を輸出する場合の残留動物用医薬品等のモニタリングについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、取扱要綱の「8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」等及び同要綱別添 8-1 の適用除外の濾過摂食生物の定義について下記のとおり改正を行いました。

以上、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 取扱要綱 8 について  
検体数の算定規定、検査対象物質の分類、サンプリングの頻度等の見直しを行った。
- 2 取扱要綱別添 3-3  
養殖場等の管理についてのチェックリストに、残留動物用医薬品等モニタリングを円滑化するために養殖事業者のサンプリングへの協力項目を追加した。
- 3 取扱要綱別添 6 について  
養殖魚介類を用いた対 EU 輸出水産食品中の残留動物用医薬品等のモニタリング対象物質（EU 規則にて定められている物質）について、EU 規則の改正分類に応じた改正を行った。
- 4 取扱要綱別添 7 について  
検査において基準を超える等の異常値を確認した場合の措置について、EU 規則の改正分類に応じた改正を行った。
- 5 取扱要綱別添 8-1 について  
EU 向け輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域、浄化センター等の認定等に関する基準の適用除外の濾過摂食生物の定義の変更を行った。
- 6 その他  
令和 4 年の動物用医薬品等の残留モニタリング検査の実施及び対英国用の事務は、改正前の取扱要綱に従う。